

## 10月8日の第3回審尋に参加して

申立人 藤井悦子(西村敦子)

京都市在住の申立人、藤井悦子(西村敦子)です。さる10月8日、福井地裁で行われた第3回目の審尋の感想をご報告します。

前回、9月3日に行われた第2回の審尋では関電側のプレゼンが行われ、高浜・大飯原発の耐震性などについて「十分な余裕があり安全だ」という主張がなされていて、「まともな追加工事もしないで何が安全なのか?」「裁判官の突っ込みも甘いのではないか?」と腹立たしい気持ちで聞いていました。

しかし今回の審尋では、こちら側の弁護団が専門家の皆さんとともに素晴らしいプレゼンをされ、私は胸のすくような気分になりました。

最初に海渡弁護士が、福島原発事故によって亡くなった多くの人々について話され、原発再稼働と起こりうる事故に関して、司法は重大な責任を持つことを強調されました。そして専門家のみなさんが、基準地震動と安全裕度に関して、関電の主張する安全性というものがいかに不十分かをピンポイントで徹底して追及されました。専門的な内容が多かったけれど、「まったく安全とは言えない」ということは、素人の私にもはっきりと理解できる素晴らしいプレゼンでした。

短い期間でこのような準備をされた弁護団の皆

さんと、熱のこもった素晴らしい解説をされた研究者の皆さん、そして事務方でこれらを準備してくださった皆さん、本当にありがとうございました。

裁判官のみなさんも真剣にメモを取り、頷きながら聞いておられるように見えました。わかりやすい説明に対して、その場では疑義などはなかったようでした。関電側も質問をしませんでしたが、これは早く裁判を終えて再稼働したい一心だったのでしょう。

高浜原発が再稼働されて事故が起きれば、福井のみならず私の住む京都もたいへんな被曝・被害を強いられます。避難計画もまともでできておらず、30キロ圏の住民が福井県よりも多い京都府には再稼働の同意権すらない。今夏の猛暑でも十分に電気が足りていた中で、経営のためだけに危険な再稼働を強行しようとする関電には、企業倫理が決定的に欠如しています。一刻も早くまともな倫理観を身につけてもらいたいものです。

林裁判長は11月13日にも審尋を設定し、これまで提出された数百点もの証拠をきちんと吟味して決定を出したいと話されました。原発再稼働を許さない、誠意ある決定が出るよう、私も最後まで頑張りたいと思います。

## 第3回審尋・異議審

申立人 水戸晶子

10月8日(木)

高浜原発3、4号機の差し止め仮処分に対する異議申 第3回審尋に行ってきた。仮処分の判決を出して下さった樋口裁判長は名古屋に異動になり、後任はとても若いエリート風の裁判長。

2時から5時までみっちり債権者(原告)側の口頭説明があった。前半、後半、それぞれ3章に分け、専門家のみなさんがそれぞれの分野で安全基準についてかなり専門的な内容のプレゼンが行われた。なんだか意識が遠のく場面もあったけど、いかに関電の安全基準がずさんなものかということだけは理解できた。

前半の終わりに、裁判長の質問に「部品を交換すればすむような機械」と「人の命に関わる原発の構造」では当然、安全基準は「倍半分」なくてはいけない」と答えていた長沢先生の言葉でほん

やりしていた私の頭はすっかり覚醒した。判事も頷きながら聞いていた。でも最後に「双方の考え方にはくい違いがあり、理解が深まるのは困難に思える」というような裁判長の発言があり、ちょっとひっかかった。考え方ではなく、実際に危険性があるかどうか、今日は専門家のみなさんがそれを科学的に証明してくれたのではないだろうか。

裁判長からは来月13日に審尋期日の予告があった。関電は11月に再稼働させるつもりで、この日に仮処分を取り下げの気に来ていたようだが、とりあえず来月の再稼働は阻止出来た!

・・・私は横断幕を持って歩いてだけですが…。こうやって少しでも時間を稼いでいるうちに、安倍政権が終わって、自然再生可能エネルギーが主流になって、原発なんてもういらない! なんてことになれば良いのだが・・・

## 日頃のご支援本当にありがとうございます。

申立人 松本なみほ

10月8日、福井地裁での審尋異議審に出席してきました。入廷のときにも、多くの支援者の方々から声援をいただき、たいへん心強い思いで地裁に入ることができました。

この日は債権者プレゼンテーションといって、私たち申立人側の弁護士、地震動や原子炉の専門家が裁判官に対して「高浜/大飯原発を動かすことはこんなにも危ないことなのだ」ということを説明する日でした。

最近10年の間に、18基の原発で基準地震動を超える地震が起こったこと。これまで電力会社が安全性を示すために言ってきた計算結果は恣意的に操作できるものだ。といったことなどなど、とても難しい内容でしたが、裁判長をはじめ、裁判官は熱心に、ときにはうなづきながらプレゼンテーションを聞いていました。

裁判の日程については、この日(8日)に終結(裁判官が申立人と関電の話聞く最後の日)せず、次回の審尋期日の11月13日以降になるということが裁判長から知らされました。その後、関西電力は

10月14日に高浜原発3、4号機の11月中の再稼働を断念したという報道があり、とても嬉しい思いです。

原発再稼働を絶対にくい止めるぞ!という熱意にあふれた弁護士の皆さん、専門家の方々、そして支援者の皆さんが居なければできなかったこの「法による再稼働ストップ」が現実のものとなっています。

関電は高浜の3号機を12月下旬に、4号機を来年1月中旬の再稼働を目指して、使用前検査を受けることを原子力規制委員会に届け出をしたとのことですが、この高浜異議審で勝利をおさめて、関電が原発再稼働を断念し、再生可能エネルギー普及に力を入れる企業に生まれ変わることを期待しています。

今回の審尋では、全国から専門家の方と弁護士の方が前日に福井入りし、みっちりプレゼンテーションの練習をされました。支援者の皆さんのカンパがあったからこそ、こういった綿密な準備ができました。お願いばかりで大変心苦しいのですが、原発再稼働阻止を勝ち取り、私たちのくらしと未来を守るためにさらなるご支援をどうかよろしくお願いいたします!



**■関西電力高浜原発3、4号機を巡る主な動き**

- 2011年3月 東日本大震災発生
- 11年7月 高浜4号機が定期検査で停止
- 12年2月 高浜3号機が定期検査で停止
- 15年9月 原子力規制委員会が、関電の安全対策が基準を満たすと認め
- 4月 福井地裁が運転を差し止める仮処分決定
- 8月 関電が福井地裁に異議申し立て
- 8月 裁判長が高浜3号機で再稼働に向けた最終段階の検査「奥前検査」を始める
- 8月 西川一誠・福井県知事が原子炉の核燃料盛込みについて「地元は同意とか手続がなされて承認される事柄」と発言
- 10月 異議申し立ての審尋が11月も続くことが決定。関電が口頭説明する高浜3号機の11月再稼働は断念

関西電力がめぐっていた高浜原発3号機(福井県高浜町)の11月再稼働が、地裁で差し止められた。高浜3、4号機の運転を差し止める福井地裁の仮処分決定に対する異議申し立て審尋が、11月も続くことが決まった。また、原発再稼働を断念する関電の再稼働再開に向けて、地裁の審尋が再開される。

▼37面参照

## 高浜かすむ再稼働の道

## 年内も微妙 料金値上げ進む関電離れ

関電は、東日本大震災後すべての原発が停止し、代わって動かす火力発電の燃料費が膨らんでいることに加え、2015年3月期まで4年連続で純損失に陥った。そのための苦肉策として、関電は電力料金を引き上げた。関電は原発は「発電コストが安い」として、火力発電は「燃料費の高騰」だ、と説明している。だが、4号機が再稼働すると、11月あたり1000億円ほど収入が減少する。関電の経営は回復の見込みは不明だ。

関電の経営は回復の見込みは不明だ。関電の経営は回復の見込みは不明だ。関電の経営は回復の見込みは不明だ。

関電は、東日本大震災後すべての原発が停止し、代わって動かす火力発電の燃料費が膨らんでいることに加え、2015年3月期まで4年連続で純損失に陥った。そのための苦肉策として、関電は電力料金を引き上げた。関電は原発は「発電コストが安い」として、火力発電は「燃料費の高騰」だ、と説明している。だが、4号機が再稼働すると、11月あたり1000億円ほど収入が減少する。関電の経営は回復の見込みは不明だ。

関電の経営は回復の見込みは不明だ。関電の経営は回復の見込みは不明だ。関電の経営は回復の見込みは不明だ。